

ウクライナから北九州市へ避難された方への見舞金の支給について

北九州市社会福祉協議会・北九州市では、ロシアからの侵攻を契機にウクライナから北九州市に避難された方々に対して北九州市民が一丸となって支え、1日も早く平和が訪れることを願い「北九州市社会福祉協議会 絆プロジェクト基金」を活用して下記のとおり見舞金の支給を行います。

1 令和4年ウクライナ避難民に対する絆プロジェクト基金からの見舞金の支給

(1) 目的

ロシア侵攻を契機にウクライナから北九州市に避難し、北九州市で避難生活を送る方に対して見舞金を支給するもの。

(2) 対象

下記①、②のいずれにも該当する方に支給します。

- ① 令和4（2022）年2月24日以降にウクライナから本市に避難された方で、中長期滞在者として在留カードを交付された方。
- ② 北九州市に住民登録を行い、1か月以上北九州市で避難生活を送っている方。もしくは送る見込みの方。

(3) 支給受付期間

令和4年4月20日（金）～令和6年3月29日（金）

（※ただし、基金の残額が一人の支給額に満たなくなった時点で終了）

(4) 見舞金支給額

支援対象者一人につき3万円

(5) 見舞金申込み方法

見舞金支給申請書に以下の添付書類のコピーを添えて、（公財）北九州国際交流協会に提出（コムシティ3階）。

添付書類 パスポート（本人に関する情報・ウクライナ出国日・日本入国日・

在外公館の査証・入国時の在留資格（短期滞在）のシール部分）

在留カード（表・裏）

通 帳

(6) 見舞金の支給

北九州市から進達を受けた北九州市社会福祉協議会が見舞金支給を決定し、支援対象者が指定する口座に振込む。

銀行口座がなく、窓口払いを希望する方は（公財）北九州国際交流協会経由で支給。

